

# いじめ防止のための基本方針

長野県辰野高等学校

## 【はじめに】 本校が目指すべき姿

### わたしたちの学校づくり宣言（抜粋）

私たちは、これらの成果を生かし、さらに発展させるために、日本国憲法、教育基本法、子どもの権利条約および本校の教育方針にもとづいて、次のような学校づくりと人間づくりをめざしてまいります。

私たちは、平和と人権、自然や文化を大切にし、自覚と責任感をもった社会の主権者をめざし、自主的に本気で取り組める学習や生徒会・クラブ活動をつくってまいります。

私たちは、互いに人権を尊重し、暴力やいじめ、差別のない、明るく楽しい、この学校で学べて良かったと思える学校をつくってまいります。

私たちは、生徒・保護者・教職員が互いに信頼し、民主的に協力しあい、地域に根ざし地域に開かれた学校をつくってまいります。

### 学校重点目標（抜粋）

互いの人格を尊重し協調性を育み、いじめ・体罰のない学校づくりを目指す

## 【いじめ防止に向けた基本的な考え方】

上記を踏まえ、本校では互いの人権を尊重し、学校・家庭・地域等関係者が一体となって「いじめは絶対に許されない」という認識のもと、学校づくりと人間づくりに取り組んでいく

## 【いじめ問題への取り組み】

### 1 いじめの未然防止

集団生活での生徒間のトラブルは起こり得るものである。しかし、そのトラブルがいじめ問題に発展しないために、以下を念頭に置きながら、すべての教育活動を推進する

#### (1) いじめの起きにくい組織づくり

- ① 「自己肯定感」「共感的人間関係」「自己決定」をキーワードに、生徒が主体的に関われる学校づくりを推進する
- ② 生徒が安心して学習できるよう、授業のルールを明確にし、規律ある学習環境を提供する
- ③ 文化祭やクラスマッチを通して、仲間との協力による達成感を体感し、豊かな人間性を育む
- ④ 学年行事を通して、平和人権への理解を深める

- (2) 「いじめは絶対に許されない」という基本認識の共有
  - ① 「学校要覧」「辰高生のしおり」「ホームページ」等で、いじめに関する本校の考えや取り組みを発信していく
  - ② 全校集会や学年集会・PTA総会などを活用し、平和人権意識の高揚を図る
  - ③ 生徒に対し、インターネット活用における情報モラル教育を実施する
- (3) 生徒との信頼関係の構築
  - ① 生徒一人ひとりを丁寧に観察し、生徒の思いや考えを受容し、安心して学校生活を送ることができる環境を整備する
  - ② 保護者懇談会（三者面談）を活用して、生徒の不安や悩みを聞き取る
  - ③ 不安や悩みなどに対する定期的なアンケートを実施し、現状把握に役立てる
- (4) 職員の資質向上
  - ① 長期休業や考査期間を活用して、生徒理解や指導スキル・情報モラル等に関する校内研修会を開催する
  - ② 日常の生徒面談を通して、相談スキルの向上に努める
  - ③ 授業公開期間を活用して、教職員がお互いの授業から学び合い、生徒支援の観点から自らの授業スキルの向上を図る

## 2 いじめの早期発見

- (1) 日常活動を通じた早期発見（実態把握）
  - ① 教職員が生徒と共に過ごす時間を大切に、生徒一人ひとりを丁寧に観察する
  - ② 学年室（担任や生徒支援担当職員）や保健室（養護教諭）にて、日頃の生徒の悩みや不安など相談しやすい環境を整える
  - ③ 定期的にアンケート（ASSESS）を実施し、アンケート結果を個別面談に活用する
- (2) 教育相談体制の整備
  - ① いつでも安心して相談できるように、年度初めに、生徒支援系の役割について生徒や保護者に周知する
  - ② 生徒・保護者・教職員に対して、定期的に校内外相談窓口の周知を図り、担当スクールカウンセラーを紹介し、心身の調整に関する啓発を行う
  - ③ 生徒の悩みや不安、いじめ問題に発展しそうな事案については、担当職員が一人で問題を抱え込むことが無いように、担任・学年・生徒支援係でいち早く情報を共有する
- (3) 保護者との連携
  - ① 日頃から保護者との密なる連絡を心がけ、生徒の些細な変化も見逃さない
  - ② PTA総会や保護者懇談会・保護者アンケートなどを活用して、保護者と協力したいじめ問題の早期発見を心がける

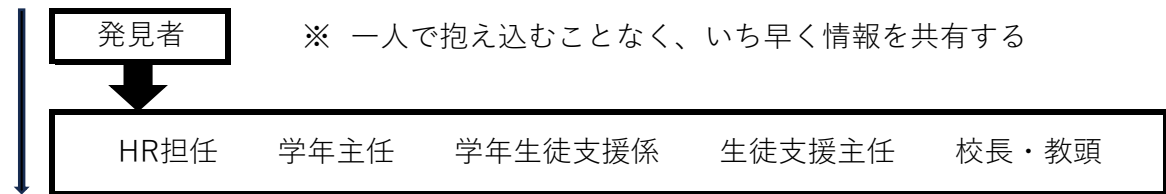
## 3 いじめに対する対応

- (1) いじめ対応の基本
  - ① いじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全確保を最優先する

- ② 担当教職員が一人で抱え込まず、速やかに柔軟な対応チームを編成する
- ③ 役割分担を確実にいき、全体像の把握（事実確認）・具体的な対応方法・支援や指導の方針を決定する
- ④ 加害生徒や観衆的立場の生徒に対しては、保護者との連携を密にしながら、心理面は受容しつつ、行った行為については毅然とした態度で指導する

(2) いじめ対応マニュアル

① 【情報のキャッチ】



② 【対応チームの編成】

- 管理職 … 学校長・教頭
- 当該学年 … HR担任・学年主任・学年生徒支援係・関係学年職員
- 生徒支援係 … 生徒支援係主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭
- 部活動顧問 … （必要に応じて）
- 外部機関 … スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー など

※ 事案に応じて柔軟に対応する

③ 【対応方針の決定】

- ・ 事案の緊急度の確認
- ・ 支援や指導方針の検討
- ・ 事実確認の際の留意点を確認
- ・ 役割分担…聞き取り（被害者・加害者・聴衆者・傍観者）・保護者対応・記録

④ 【事実究明】

- ・ いじめの状況・きっかけ・要因などを生徒の気持ちに寄り添い丁寧に聞き取る
- ・ 聞き取り順 1被害者→2周囲にいて冷静に状況を捉えている生徒→3被害者
- ・ 全体像を正確に把握する

⑤ 【対応協議】

- ・ 被害者とその保護者への対応
- ・ 加害者とその保護者への対応
- ・ 観衆者的立場とその保護者への対応
- ・ 傍観者的立場の生徒や全校生徒への対応
- ・ 外部機関との連携（県教育委員会心の支援課・警察など）

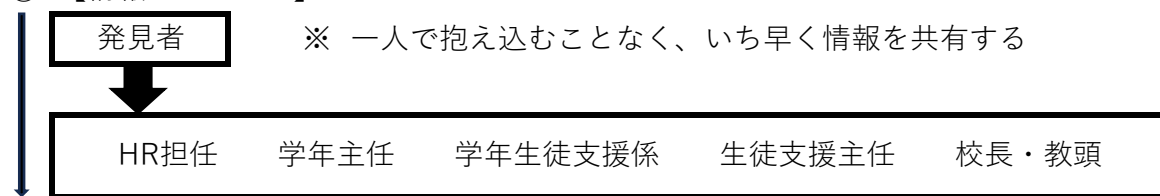
⑥ 【具体的な支援と指導】

- ・ 被害者とその保護者への支援と指導
- ・ 加害者とその保護者への支援と指導
- ・ 観衆者的立場とその保護者への支援と指導
- ・ 傍観者的立場の生徒や全校生徒への支援と指導

⑦ 【継続的支援と新たないじめの未然防止・早期発見】

#### 4 「ネットいじめ」対応マニュアル

##### ① 【情報のキャッチ】



##### ② 【対応チームの編成】

- 管理職 … 学校長・教頭
  - 当該学年 … HR担任・学年主任・学年生徒支援係・関係学年職員
  - 生徒支援係 … 生徒支援係主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭
  - 部活動顧問 … (必要に応じて)
  - 外部機関 … スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー など
- ※ 事案に応じて柔軟に対応する

##### ③ 【対応方針の決定】

- ・ 事案の緊急度の確認
- ・ 支援や指導方針の検討
- ・ 事実確認の際の留意点を確認
- ・ 役割分担…聞き取り (被害者・加害者・聴衆者・傍観者) ・ 保護者対応・記録

##### ④ 【事実究明】

- ・ いじめの状況・きっかけ・要因などを生徒の気持ちに寄り添い丁寧に聞き取る
- ・ 聞き取り順 1被害者→2周囲にいて冷静に状況を捉えている生徒→3被害者
- ・ 全体像を正確に把握する
- ・ 被害生徒とその保護者の了解のもと、以下の確認をする
  - 証拠の保全
  - 発見までの経緯
  - 投稿者の心当たり
  - 他の生徒の認知状況

※ 書き込みのあった掲示板等のURLを控え、書き込みを撮影保存する

##### ⑤ 【対応協議】

- ・ 被害者とその保護者への対応
- ・ 加害者とその保護者への対応
- ・ 観衆者的立場とその保護者への対応
- ・ 傍観者的立場の生徒や全校生徒への対応
- ・ 外部機関との連携 (県教育委員会心の支援課・警察・児童相談所 など)

##### ⑥ 【具体的な支援と指導】

- ・ 被害者とその保護者への支援と指導
- ・ 加害者とその保護者への支援と指導
  - ※ 投稿を削除させる
  - ※ 人権と犯罪の両面からの指導
- ・ 観衆者的立場とその保護者への支援と指導
- ・ 傍観者的立場の生徒や全校生徒への支援と指導
  - ※ 全校集会・学年集会・学級指導

⑦ 【継続的支援と新たないじめの未然防止・早期発見】…心のケアと関係修復

5 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態の定義

①	いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
②	いじめにより生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

※ 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間30日間を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず学校の判断により、迅速に調査に着手すること

(2) 報告

重大事態が発生した場合は、速やかに長野県教育委員会に報告しなければならない

(3) 初期対応

「危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する

- ① 事案発生直後には、まず、基本的対応について教職員の共通理解を図る
- ② 学校長は県教育委員会と十分協議しながら対応をすすめる
- ③ 速やかに「危機対応チーム（調査組織）」を立ち上げる

※ 県教育委員会と確認の上、必要に応じて専門的知識を有する第三者を加える

- ④ 教職員・生徒・保護者・報道機関への危機管理を徹底する

(4) 調査方針の説明

調査目的・調査組織の構成・調査期間・調査事項・調査方法・調査結果の提供

※ 調査等により得られた結果については、被害者とその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象者やその保護者に説明しておくこと

- ① 被害者とその保護者への説明
- ② 加害者とその保護者への説明
- ③ 調査対象者である他の生徒とその保護者への説明

(5) 調査の実施にあたっての留意事項

- ① 時間経過により記憶が曖昧になるため、可能な限り速やかに実施すること
- ② いじめに関わる情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先すること
- ③ 調査の公平性・中立性を確保するため、加害者にも調査を実施すること

(6) 調査結果の提供および報告における留意事項

- ① 学校は調査結果を県教育委員会に報告しなければならない
- ② 被害者とその保護者とは定期的に連絡を取り合い、調査にかかわる情報提供及び調査結果の説明を適切に行うこと
- ③ 被害者とその保護者に確認の後、加害者とその保護者へは調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害者が抱える問題と被害者への謝罪の気持ちを醸成させる
- ④ 報道機関等の外部に公表する場合は、被害者とその保護者に事前に公表内容を報告すること

(7) 調査結果を踏まえた対応

- ① 被害者に対しては事情や心情を聴取し、状況に応じた継続的な支援を行う  
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用すること
- ② 加害者に指導を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと  
また、加害者への指導は個別に行い、いじめの非を気付かせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させる

(8) 自殺事案における留意事項

- ① 亡くなった生徒の尊厳を保持し、かつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う
- ② 事案を外部に伝えるにあたっては、遺族から了解を得た上で行うこと  
また、伝え方については学校内で統一すること
- ③ 再発防止策を確実に構ずる
- ④ いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」  
「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」を参考とする

(9) その他の留意事項

重大事態が発生した場合、学校全体や保護者・地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。まずは、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努め、個人のプライバシーへも配慮する

2018（平成30）年5月29日 改訂

2024（令和6）年3月24日 改訂

# 「いじめ」とは

長野県辰野高等学校

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒が、一定の人間関係がある他者から心理的または物理的な影響を受けたことにより（インターネットを通じて行われるものを含む）、心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめに対する基本認識

- (1) いじめはどの生徒にも、どの教室でも起こり得る
  - ※ 誰もが被害者にも加害者にもなり得る
- (2) 本人がいじめと感じれば、それはいじめである
  - ※ いじめられたとする生徒の心理面を重視する
- (3) いじめは人として絶対許されない
  - ※ 人権や生命に関わる重大な問題である

## 3 いじめの態様（被害者の立場から）

### (1) 物理的いじめ

暴力	(遊ぶふりをして) 叩かれる 蹴られる ぶつかられる 転ばされる
たかり	金品を強要される おごりを強要される 使い走りを強要される
嫌がらせ	嫌なこと・恥ずかしいこと・危険なことをされる、またはさせられる 隠される 壊される 捨てられる 盗まれる など

### (2) 心理的いじめ

言葉	冷やかし・からかい・いじわる・悪口・陰口・脅し文句を言われる 嫌なことを言われたり、嘘や悪い噂を流される
仲間はずし	(集団から) 無視される 避けられる ネット上ではずされる
嫌がらせ	睨まれる 落書きされる ネット上で誹謗中傷や画像を流される など

## 4 いじめの認知

いじめか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って、複数の職員で行うこと。その際、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、些細なできごとであっても軽視してはならない。

さらに、以下の点に留意すること

- (1) 本人が言い出せない場合は、本人の表情や様子をきめ細かく観察し、周辺の状況等を客観的に確認する
- (2) 本人が心身の苦痛を感じていない場合は、加害者に対し、適切に指導する
- (3) 加害者に悪意がない場合は、そのことを十分加味した上で対応する
- (4) 被害者と加害者の認識が食い違う場合は、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結び付けて慎重に対処する

## 5 いじめの要因（背景）

### (1) 学校における要因

授業をはじめとする教育活動全般から、生徒が満足感や達成感を十分味わえていない  
生徒相互の人間関係や職員との信頼関係がうまく築けない など

### (2) 家庭における要因

ふれあいや心の通い合う場面の減少により、家庭が「安らぎの場」となっていない  
基本的な生活習慣など、しつけが十分に行われていない

保護者の過保護・過干渉により欲求不満耐性の習得が不十分なため、「他人を思いや  
る気持ち」「周囲との協調性」「規範意識」が育ちにくい など

### (3) 地域や社会における要因

地域における人間関係の希薄化により、地域の教育力が低下している

異年齢交流や社会活動への参加の機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい  
問題行動が誘発されやすい享楽型の環境になっている

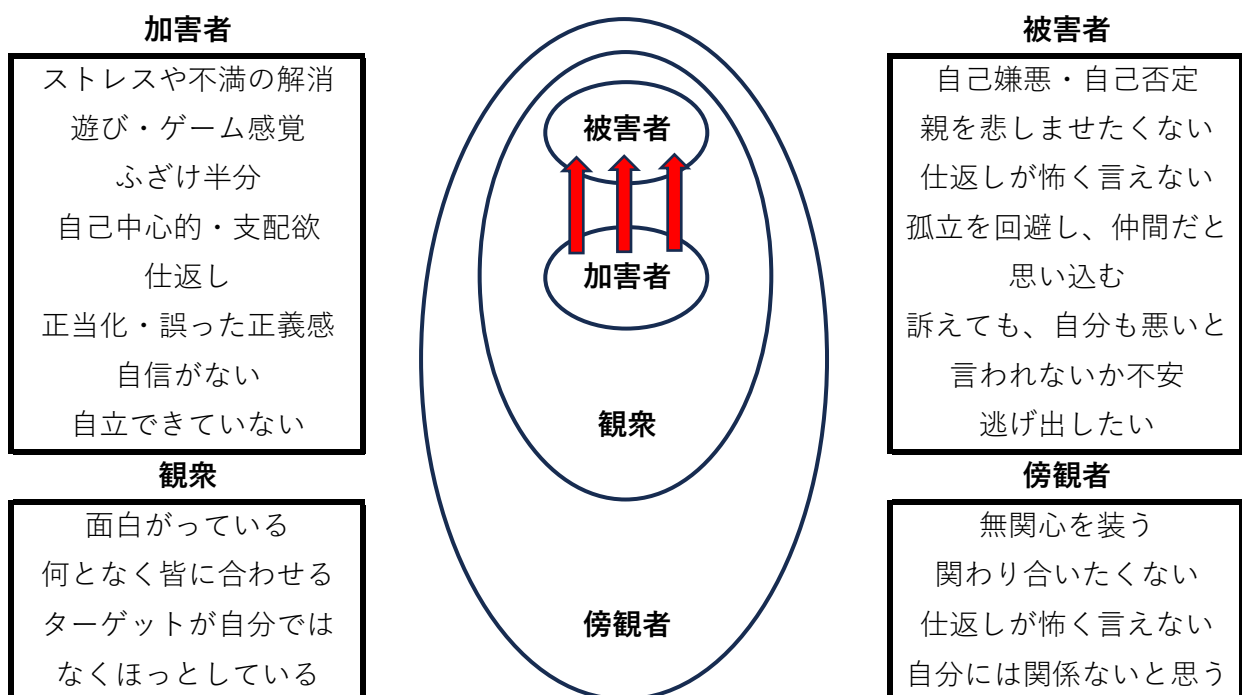
「いじめは絶対に許されない」という規範意識が低下している

## 6 いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、繰り返し継続されるものが多い。また、意識的かつ集合  
的に行われるため、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切れ、自分の居場所を失い、  
絶望感や無力感に陥ってしまうことすらある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいるため、  
一見逃げられそうだが、集団のもつ閉鎖性から逃げられない状況になる。

つまり、いじめは「いじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）」という二極的な  
関係だけで成立しているのではなく、「観衆」として煽ったり面白がったりする存在や、  
自分もいじめられることが無いように、その周辺でいじめる側に暗黙の了解を与えられて  
いる「傍観者」の存在によって成立する多面性をもっている。





## 7 いじめの解消

いじめは単に「謝罪」をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが解消している状態とは、少なくとも以下の要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断すること。

- (1) いじめにかかわる行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいること
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人および保護者に確認）

## 8 「ネットいじめ」について

### (1) ネットいじめとは

「ネットいじめ」とは、デジタル技術を利用したいじめのことで、SNS・メッセージアプリ・ゲームアプリ・スマートフォン上でのやり取りなどで起きている。他の人を怖がらせたり、怒らせたり、恥をかかせたりすることを目的として繰り返される行動のことをさす。

### (2) ネットいじめの特徴

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく集中的に誹謗・中傷が行われ、被害者が短期間で極めて深刻なものとなる
- ② インターネットの持つ匿名性から安易に書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなってしまう
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい
- ④ インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性が高い
- ⑤ 身近な大人が、子どものスマートフォン等の利用の実態を十分把握しておらず、「ネット上のいじめ」を発見することが難しい
- ⑥ 身近な大人が、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である

### (3) ネットいじめの具体例

- ① 掲示板やブログ等に、特定の個人の誹謗中傷を書き込む
- ② 掲示板やブログ等に、個人情報（実名・電話番号・写真等）を無断で掲載する
- ③ 悪口や誹謗中傷のメールを、繰り返し特定の人に送信する
- ④ 特定の人になりすましてインターネット上で活動し、その人の社会的信用をおとしめる行為などを行う
- ⑤ 特定の個人の悪口や誹謗中傷を、不特定多数のスマートフォン等に送信する
- ⑥ グループ内で特定の個人に対して、仲間はずしをしたり、悪口や不適切な画像を送信しあったりする など

### (4) 書き込みの削除依頼と削除の確認（加害生徒が特定できない場合）

- ・ 被害生徒の心情や状況に応じて、削除依頼のタイミングを判断する
- ・ 削除依頼は、被害生徒本人が行うのが原則だが、状況に応じて学校や教育委員会から依頼をすることもできる
- ・ 削除依頼は、個人の情報通信端末から行わず、できるだけ学校などが公的に所有しているパソコンの代表アドレスから行う

① 掲示板等の管理者に削除を依頼

掲示板等のトップページから連絡方法（メール）の確認

「利用規約」等書かれている削除依頼方法を確認して削除を依頼

② 掲示板のプロバイダに削除を依頼

管理者に依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合は、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除を依頼

③ それでも削除されない場合は、警察や法務局・地方法務局に相談する

『相談窓口』

- |                           |              |
|---------------------------|--------------|
| ・ 長野県教育委員会心の支援課           | 026-235-7436 |
| ・ 長野県教育委員会学校生活相談センター      | 0120-0-78310 |
| ・ 長野県警生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室 | 026-233-0110 |
| ・ 地方法務局「子どもの人権110番」       | 0120-007-110 |